

「リモート・センシングに関する法 規制の構造」研究会

小塚莊一郎
(学習院大学教授)

問題意識

- 衛星リモートセンシング法が成立
 - 衛星リモセン活動の事業化を期待
 - 事業者にとっての法的コストは？
 - 衛星リモセン法さえ遵守していれば？
 - 衛星リモセン法の適用範囲外で事業をすれば？
- 衛星リモートセンシング活動に対して影響を与える法律はほかにもあるのではないか？



データの客体
によるコント
ロール

データの収
集・利用の
自由

データの主体
によるコント
ロール

被探査国
の優先権・
同意権

被探査国
のアクセ
ス権

契約自由
(契約しな
い自由)

収集事業
者の知的
財産権

知的財産権(1)——著作権

- 著作権による保護の対象＝創作物
 - 「思想又は感情を創作的に表現したもの」＝創作性
- 創作性についての考え方(判例)
 - 表現活動に対する過剰な制約の回避
 - ありふれた表現(例:雑誌の休刊の辞)は創作性なし
 - 選択の幅が狭い＝創作性の程度が低いほど保護範囲は限定的(例:交通標語)

知的財産権(1)——著作権

- 具体的な適用：衛星画像の場合は？
 - 写真の創作性
 - 撮影者が構図を決め、シャッターを切れば創作性肯定
 - 機械的に撮影された写真は創作性を否定される可能性あり
 - 商業的な写真は創作性が低く、保護範囲が狭い(例：商品カタログ)
 - 地図の創作性
 - 情報の選択、配列、作図の工夫等から創作性を肯定
 - 実用地図は創作性が低く、保護範囲が狭い

知的財産権(2)——データベース

- 日本の著作権法
 - 情報の選択又は体系的な構成に創作性があれば著作物として保護(例:タウンページ)
- EUデータベース指令
 - 「データベースの権利」という知的財産権を創設
 - コンテンツの入手、確認、表示のいずれかに「実質的な投資」がなされていることが要件
 - 素材の作出への投資は要件を満たさない(判例)
 - 情報の独占に対する警戒感

個人情報保護

- 個人情報保護法

- 特定の個人を識別できる情報が対象

- 衛星画像は個人情報か？

- 50cm程度の分解能では特定個人は識別できず、該当しないとの見解（地理空間情報活用推進会議のガイドライン[2010]）

- 他の情報との紐づけにより個人情報に該当する場合はあり得る

- 個人情報取扱事業者の義務＝目的の特定、適正な取得、安全管理措置等

プライバシー

- プライバシーの権利＝一般法理(憲法、民法)
 - 最終的には「利益衡量」による判断
(cf) 個人情報保護法＝個人識別性を持つ情報・データの取扱いに関する行為規制
 - 撮影態様、提供態様(「ぼかし」処理等)
 - さまざまな情報を総合することによる個人の嗜好等の特定(プロファイリング、デジタル・アイデンティティ)
 - プライバシーポリシーの策定、公表
 - 販売者の責任の可能性

不法行為

- 日本の不法行為法＝包括的要件（民法709条）
 - 新たな問題への柔軟な対処（「大学湯事件」以来の判例）
 - 予見可能性の低さ
- 特別法がある場合の考え方
 - 著作物にあたらないとされたデータを不法行為法で保護できるか？
 - プライバシーにあたらな情報不法行為法で保護できるか？（事業上のノウハウ等）

問題の解明に向けて

- リモセンデータ(より一般的には地理空間情報)についての「哲学」
 - 著作権法上の創作性
 - データベース保護の要件(EUでは実質的投資)
 - プライバシー侵害の利益衡量
 - 不法行為法と特別法の関係
- 地理空間情報の「収集、使用の自由」にどの程度の価値を認めるか？
 - ジャーナリズム(表現の自由)、企業間の競争秩序等にも関係



データの客体
によるコント
ロール

データの収
集・利用の
自由

データの主体
によるコント
ロール

被探査国
の優先権・
同意権

被探査国
のアクセ
ス権

契約自由
(契約しな
い自由)

収集事業
者の知的
財産権